

## 石川区長に対する百条調査協力義務の履行を求める決議

1. 7月28日、区長が区議会の百条調査の刑事告発に不満を持ち、解散をしました。これに対し、千代田区議会議員全員が東京地方裁判所に解散処分の無効取消を提訴し、8月7日には解散が不適法であることが認められ、裁判所は執行停止を認めました。この決定を受けて、8月12日、区議会は、区長に対し、「解散通知による区政停滞の謝罪と円滑な議会審議への協力を求める決議」を満場一致で可決し、その中で、百条調査に誠実に協力し、区民への説明責任を果たすことも求めました。同日、区長は、解散処分が『違法』という司法の判断を重く受け止めております」と、議会解散の判断について深く謝罪した上で、「百条調査も含めて決議事項については真摯に受け止め誠実な対応をしております。」と約束しました。
2. 企画総務委員会における百条調査では、区長夫妻と次男が抽選販売によらず、販売会社から事業協力者住戸を購入していた事実が判明しています。これまで、購入の経緯について、区長や次男を証人喚問し事実関係を尋ねましたが、いずれも事情を知らない、記憶にないなどの証言に終始しています。他方、販売会社からは売買交渉を区長夫人も関与していたことが判明しています。そして、本件マンションの売買契約締結の際には、区長が区長夫人に委任状を作成し、代理権を与えていたことも判明しています。
3. そこで、共同購入者でもあり、区長代理人でもある区長夫人から事情を確認する必要性が高いことから、証人喚問への出頭を求めました。これまで、数度にわたり出頭要請をしましたが、いずれも正当な理由なく拒絶されました。これは、地方自治法100条3項の出頭拒絶に該当する行為と言わざるを得ません。本来であれば、直ちに刑事告発をすべき事案ですが、議会は、書面による調査も要請しました。しかし、区長夫人は、これにも正当な理由なく拒絶しました。
4. 本件は、区長に対する大きな疑惑となっており、区長が区民に説明責任を果たすためには、区長の代理人として売買に直接関与した区長夫人が百条調査へ協力することが必要不可欠です。
5. そこで、区長は、自らの説明責任を果たすために、共同購入者であり、区長代理人でもある区長夫人に対し、百条調査権を委任されている企画総務委員会からの証人喚問に正当な理由がなく出頭を拒むときは出頭拒否罪（地方自治法100条3項）で処罰されるおそれがあることを説明し、百条調査に応じるよう強く促し、区長自身が代理人の行為を含めて説明責任を果たすことを求めます。

以上、決議する。

令和2年10月15日

千代田区議会